

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
小規模多機能ホーム やかた

重要事項説明書

1 事業主体

事業主体（法人名）	コンフォートライフ 合同会社
法人の種類	合同会社
代表者（役職名及び氏名）	代表社員 松田 宇善
法人所在地	〒026-0024 釜石市大町第3地割第9番地16号
電話番号及びFAX番号	電話 0193-31-3301 FAX0193-31-3302
Eメールアドレス	yakata.home@image.ocn.ne.jp
設立年月日	平成 23 年 9 月 1 日

2 事業所の概要

①事業所の名称等

事業所の名称	小規模多機能ホーム やかた
事業所の責任者（管理者）	松田 宇善
開設年月日	平成 23 年 9 月 1 日
介護保険事業者指定番号	0391100054
事業所の所在地	〒026-0024 釜石市大町第3地割第9番地16号
電話番号及びFAX番号	電話 0193-31-3301 FAX0193-31-3302
交通の便	JR釜石線 釜石駅より 徒歩15分
敷地概要・面積	都市計画区域内 敷地面積： 499.77 m ²
建物概要	構造：木造2階建 延べ床面積： 423.16 m ²
損害賠償責任保険の加入先	東京海上日動火災保険（株）

②主な設備

宿泊室	5室（定員5名） 1室あたり面積 洋室8.70 m ² 和室9.94 m ²
食堂、居間	食堂兼居間 50.38 m ² （1人当たり 3.36 m ² ）
トイレ	トイレ3箇所（車椅子対応トイレ1箇所）
浴室	1室
台所	1室

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	<p>コンフォートライフ合同会社が設置する小規模多機能ホーム（以下事業所という）が行う指定小規模多機能型居宅介護事業（以下事業という）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、介護職員、看護職員、介護支援専門員（以下従業者という）が要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定小規模多機能型居宅介護の提供することを目的とする。</p>
運営方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、要介護者の心身の特性、希望を踏まえて、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせて適切なサービスを提供する。 2 事業の実施にあたっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。 3 事業の実施にあたっては、利用者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守りを行う等、利用者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。 4 事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。 5 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。 6 前各項のほか、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

4 事業実施地域、営業時間、定員等

営業日及び営業時間等	<p>営業日 1年 365日 営業時間 24時間</p>
サービス提供時間	<p>通いサービス 基本 9:00～16:00 泊りサービス 基本 17:00～ 9:00 訪問サービス 24時間</p>
通常の事業実施地域	<p>釜石市全域</p>
定員	<p>登録定員 25名、 通いサービス定員 15名、 宿泊サービス定員 5名</p>

5 職員勤務の体制

①職員配置状況

職種	常勤	非常勤	職務内容
管理者	1名	—	事業所を代表し、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
計画作成者	1名	—	利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、小規模多機能型居宅介護計画の作成、地域包括支援センターや居宅介護サービス事業所等のほか関係機関との連絡、調整等を行う。
介護従事者	15名	—	小規模多機能型居宅介護計画に基づき、サービス提供にあたる。
看護職員	1名	—	利用者の健康状態を的確に把握・管理し、利用者の主治医や協力医療機関との連携を行う。

②主な職種の勤務の体制

職種	勤務体制	職種	勤務体制
管理者	8:30～17:30	介護従事者	早番 7:00～16:00
計画作成者 及び 看護職員	8:30～17:30		日勤 8:30～17:30
			遅番 10:00～19:00
			夜勤 17:00～翌 9:00

6 サービスの概要

通 い	食 事	食事の提供及び介助をします。食堂でとっていただくよう配慮します。身体状況・嗜好、栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。調理、配膳等を介護従事者とともに行うこともできます。食事サービスの利用は任意です。
	排 泄	利用者の状況に応じ、適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
	入 浴	利用者の状況に応じ、衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身等の適切な介助を行います。入浴サービスについては任意です。
	機能訓練	利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。
	健康チェック	血圧測定、体温測定等、利用者の健康状態の把握に努めます。
	送 迎	利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。
訪問	利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供します。	
泊り	事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話を提供します。	

7 サービス利用料

①介護保険給付サービス利用料（非課税）

保険給付サービス	<p>要介護度別に応じて定められた金額（省令により変更あり）から介護保険給付額を除いた金額が利用者負担額になります。</p> <p>1ヶ月ごとの包括費用（月定額）です。</p> <p>介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。</p>
	<p>月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。</p> <p>登録日とは利用者と事業所が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日。</p> <p>登録終了日とは利用者と事業所の利用契約を終了した日。</p>

1ヶ月ごとの単位の包括費用

ア 小規模多機能型居宅介護利用料

2015年4月介護保険法改定により

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担	10,320円	15,167円	22,062円	24,350円	26,849円

（介護予防）小規模多機能型居宅介護利用料

介護度	要支援1	要支援2
利用者負担	3,403円	6,877円

イ 初期加算 1日あたり30円

登録した日から起算して30日以内の期間については利用者負担があります。

※30日を超える病院又は診療所への入院後に利用を再び開始した場合も同様の負担があります。

ウ 看護職員配置加算Ⅰ 1ヶ月あたり900円

専従の常勤看護師を1名以上配置していることから利用者負担があります。

エ サービス提供体制加算 1ヶ月あたり500円

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上であることから利用者負担があります。

オ 総合マネジメント体制強化加算 1ヶ月あたり1,000円

日々変化し得る利用者の状態を確認しつつ、一体的なサービスを適時・適切に提供するため、利用者の生活全般に着目し、日頃から主治医や看護師、他の従業者といった多様な主体との意思疎通等を図り、適切に連携するための体制構築に取り組むなど積極的な体制整備を行うことから利用者負担があります。

カ 訪問体制強化加算 1ヶ月あたり1,000円

利用者の在宅生活を継続するための支援を強化することから、訪問サービスを積極的に提供する体制として、訪問を担当する従業者を一定程度配置し、1ヶ月あたり述べ訪問回数が一定数以上である月について利用者負担があります。

キ 介護職員処遇改善加算 所定単位数に7.6%を乗じた単位数

介護職員の処遇改善と更なる資質向上の取り組み、雇用管理の改善、労働環境の改善の取り組みを進めるため利用者負担があります。

ク 認知症加算Ⅰ 1ヶ月あたり800円

主治医意見書をもとに認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ、Ⅴに該当利用者については利用者負担があります。

認知症加算Ⅱ 1ヶ月あたり500円

要介護状態区分が要介護2である利用者であって、主治医意見書をもとに認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅡに該当利用者については利用者負担があります。

ケ 看取り介護加算 1日あたり64円

見取り期において看護師により24時間連絡できる体制を確保していること、見取り期における対応方針を定め、利用開始の際に登録者又はその家族に対して、当該対応方針の内容について説明を行った場合について、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者で、死亡日～死亡日以前30日以下まで該当利用者については利用者負担があります。

②介護保険給付サービス以外の利用料

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。また消費税が別途かかります。

食事の提供に要する費用	朝食 400 円、 昼食 600 円、 夕食 500 円
宿泊に要する費用	1泊 3,500 円
レクリエーション 趣味活動費	利用者の希望により、教養娯楽としてレクリエーションや趣味活動等に参加していただくことができます。レクリエーション材料費やお出かけた際の外食代等の実費。

③その他

医療費、理美容代、おむつ代、リネンリース代（1日税込80円）等日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用。

④電化製品持込料

電化製品（テレビ、電気敷き毛布、電気カーペット等）を持ち込まれる場合、1点に対し1ヶ月税込500円を申し受け致します。退所の場合は1ヶ月単位での計算となります。

8 利用料金の支払い方法

<p>利用料 その他の費用の請求</p>	<p>利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月上旬に利用者様あてにお届けします。</p>
<p>利用料 その他の費用の支払い</p>	<p>請求月の月末までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。 ア) 自動口座引き落とし イ) 事業者指定口座への振り込み ウ) 事業所での現金支払い 【事業者指定口座振り込みの場合】 岩手銀行 釜石支店 普通預金 口座番号 2045052 口座名義 松田 宇善 (マツダ タカヨシ) お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>

9 利用にあたっての留意事項

<p>被保険者証の提示</p>	<p>サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。</p>
<p>サービス提供中</p>	<p>気分が悪くなったときは、速やかに申し出てください。</p>
<p>食 事</p>	<p>食事サービスの利用は任意です。 お弁当をご持参いただくことも可能です。その場合は、あらかじめ事業所に申し出てください。</p>
<p>送 迎</p>	<p>決められた時間に遅れると送迎できない場合があります。</p>
<p>訪 問</p>	<p>訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療行為 ・ 利用者の家族に対する訪問介護サービス ・ 飲酒及び利用者又はその家族等の同意なしに行う喫煙 ・ 利用者又はその家族等からの金銭又は物品の授受 ・ 利用者又はその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動 ・ 利用者又はその家族等に行う迷惑行為
<p>宿 泊</p>	<p>急な利用希望はできるだけ対応いたしますが、宿泊室の定員を超える場合は、利用できないことがあります。 他の利用者の希望もありますので、調整させていただくことがあります。</p>
<p>設備、備品の使用</p>	<p>事業所内の設備や備品は、本来の用法に従ってご利用ください。本来の用法に反した利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。</p>

迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 また無断で他の利用者の宿泊室に立ち入らないようにしてください。
喫煙	喫煙は特定の場所にてお願い致します。
所持品の持ち込み	高価な貴重品や大金はこちらで管理できません。
動物の持ち込み	ペットの持ち込みはお断りいたします。
宗教活動、政治活動	事業所内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
受診	利用者の医療機関とのかかわりは、基本的に家族対応が原則である事をご了承下さい。

1.0 非常災害時の対策

非常災害時の対応方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。 2 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
消防計画等	消防署への届け出 平成 23年 8月 31日 防火管理者 : 松田 宇善
防犯防火設備 避難設備等の概要	消火器具、自動火災報知器、火災通報装置、誘導灯、カーテンは防災性能のあるものを使用。

1.1 緊急時の対応方法

事故発生時や 利用者の体調悪化時の 緊急時の対応方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 サービス提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講じる。 2 利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市役所、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。 3 利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。 4 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。 5 利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
----------------------------------	---

協力医療機関		「1.1 協力医療機関等」参照
主治医	利用者の主治医	
	所属医療機関名	
	所在地	
	電話番号	
家族等	緊急連絡先のご家族等	
	住所	
	電話番号	

1.2 協力医療機関等

協力医療機関	平野内科医院
	所在地 釜石市大渡町3丁目15番26号 電話 0193-22-1273
協力歯科医療機関	井上歯科医院
	所在地 釜石市大渡町1丁目31番1号 電話 0193-22-2830

1.3 秘密の保持

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の従業員は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な利用なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
従業員に対する秘密の保持について	従業員は入社時に秘密保持誓約書に記名、捺印し、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を保持する義務を誓約しています。 また、その職を辞した後にも秘密の保持の義務があります。
個人情報の保護について	事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、利用者又はその家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

1.4 小規模多機能型居宅介護計画

<p>小規模多機能型居宅介護計画について</p>	<p>小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人一人の人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。</p> <p>事業所の計画作成担当者（介護支援専門員）は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者との協議のうえで小規模多機能型居宅介護計画を定め、また、その実施状況を評価します。</p> <p>計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者へ説明のうえ交付します。</p>
<p>サービス提供に関する記録について</p>	<p>サービス提供に関する記録は、その完了の日から2年間保管します。</p> <p>また、利用者又は利用者の家族はその記録の閲覧が可能です。</p>

1.5 身体的拘束等について

<p>身体的拘束等の禁止</p>	<p>事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。</p>
<p>緊急やむを得ない場合の検討</p>	<p>緊急やむを得ない場合は、以下の要件をすべて満たす状態であるか管理者、計画作成担当者、看護職員、介護職員で検討します。個人では判断しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。 ・身体的拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと。 ・身体的拘束等が一時的であること。
<p>家族への説明</p>	<p>緊急やむを得ない場合は、あらかじめ利用者の家族に、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束等の時間帯、期間等を詳細に説明し、同意を文書で得た場合に、その条件と期間内においてのみ行うものとします。</p>
<p>身体的拘束等の記録</p>	<p>身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。</p>

1.6 苦情相談機関

<p>事業所苦情相談窓口</p>	<p>担当者 松田 宇善 連絡先 0193-31-3301</p>
<p>事業所外苦情相談窓口</p>	<p>釜石市地域包括支援センター 連絡先 0193-22-2620 岩手県国保連合会介護保険課分室 連絡先 019-604-6700</p>

1.7 運営推進会議の概要

運営推進会議の目的	サービス提供に関して、提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議から評価、要望、助言を受け、サービスの質の確保及び適切な運営ができるよう設置します。
委員の構成	利用者代表、利用者の家族代表、大町内会長、民生委員、釜石市地域包括支援センター等
開催時期	おおむね2ヶ月に1回開催します。

平成 年 月 日

上記の内容について「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」第88条により準用する第9条の規定にもとづき、利用者に説明を行いました。

事業所 所在地 釜石市大町第3地割第9番地16号
名称 小規模多機能ホーム やかた

説明者氏名 _____ 印

私は、本書面により、事業者から小規模多機能型居宅介護についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代理人) 住 所 _____

氏 名 _____ 印